

要綱第 10 号

御宿町ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町が所有する施設等（以下「施設等」という。）の命名権を事業者に付与することにより、新たな財源を確保し、施設等の持続可能な運営及び維持管理を行うために実施するネーミングライツ事業に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 法人又は法人以外の団体をいう。
- (2) 愛称 命名権者が命名した名称をいう。
- (3) 命名権 施設等に愛称を命名する権利をいう。
- (4) ネーミングライツ事業 町長と事業者の契約により、事業者に命名権を付与し、命名権を付与された事業者（以下「命名権者」という。）から、当該命名権の対価として、金銭、施設等で利用可能な物品の納入、役務の提供等（以下「命名権料」という。）を得て、施設等の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てる事業をいう。

(基本原則)

第 3 条 ネーミングライツ事業は、施設の設置目的、町が実施する事業等に支障を生じさせない方法により実施するとともに、当該施設の公共性を考慮し、社会的な信頼及びネーミングライツ事業の推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

- 2 ネーミングライツ事業に係る契約（以下「契約」という。）を事業者と締結している期間は、愛称を使用する。ただし、条例等に規定する施設等の名称については変更しないものとし、必要に応じて条例等に規定する名称を使用することができる。

(対象施設)

第 4 条 ネーミングライツ事業の対象となる施設等は、スポーツ施設、文化施設、公園、橋梁その他町が所有する施設又はその一部とする。ただし、町長がネーミングライツ事業にふさわしくないと認める施設等は、対象外とする。

- 2 選定しようとする施設等が、指定管理者制度導入施設（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者が管理を行っている施設又は管理を行うこととしている施設をいう。以下同じ。）の場合は、町長と指定管理者が協議の上、町長が対象施設等を選定する。

(命名権の付与期間)

第 5 条 命名権を付与する期間は、原則として 3 年以上 5 年以下の期間とし、協議の上、管理運営形態等に応じて、その期間を決定することができる。ただし、指定管理者制度導入施設については、その指定期間を考慮し、町長が別に定める期間とする。

(募集)

第6条 町長は、ネーミングライツ事業の事業者を募集するときは、施設ごとに必要な事項について定めた募集要項により、町ホームページ又は町広報誌への記載等により広く募集する。

(応募要件)

第7条 ネーミングライツ事業に応募することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当しない事業者とする。

- (1) 御宿町広告掲載基準（平成18年訓令第8号）第5条に掲げる事業者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されている事業者
- (3) 町から指名停止措置を受けている事業者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業を営む事業者
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続を行っている事業者
- (6) 国税又は地方税を滞納している事業者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う事業者
- (8) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に掲げる政治団体及びこれに類する事業者
- (9) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に掲げる宗教団体等の宗教性のある事業を行う事業者
- (10) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に掲げる公職にあるものが役員を務める事業者
- (11) 指定管理者制度を導入している施設にあっては、現在の指定管理者の事業目的と競合する事業者
- (12) その他町長が適当でないと認められる事業者

(愛称の要件)

第8条 愛称は、施設にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から町民の理解が得られるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、御宿町広告掲載要綱（平成18年告示第38号）第4条及び御宿町広告掲載基準第6条に掲げるものは、愛称とすることができない。

(愛称変更の禁止)

第9条 愛称は、町長が特に必要と認める場合を除き、第5条に規定する命名権の付与期間内は、変更することができない。

(応募)

第10条 ネーミングライツ事業に応募しようとする事業者（以下「応募者」という。）は、御宿町ネーミングライツ事業申込書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 応募者の概要を記載した書類
- (2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、法人登記に係る登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）
- (4) 印鑑証明書
- (5) 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
- (6) 直近1年間分の納税証明（法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税及び市町村税に滞納がないことを証明する書類。団体にあっては、代表者分）
- (7) その他町長が必要と認めるもの

(審査機関)

第11条 ネーミングライツ事業に係る審査は、御宿町ネーミングライツ審査委員会（以下「審査会」という。）が行う。

- 2 審査会は、委員長、副委員長及び委員を持って組織する。
- 3 委員長は副町長をもって充て、副委員長は総務課長をもって充てる。
- 4 委員は、企画財政課長、税務住民課長及びネーミングライツ事業の事業者を募集する施設等を所管する課（以下、「施設所管課」という。）長をもって充てる。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。
- 6 審査会の庶務は、施設所管課において行う。
- 7 前各号に定めるもののほか、審査会に必要な事項は町長が別に定める。

(会議)

第12条 審査会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長が議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(決定)

第13条 町長は、審査会の審査の内容及び結果を参考にして、応募に対する採用の可否及び優先交渉者を決定する。

- 2 町長は、優先交渉者を決定したときは、御宿町ネーミングライツ事業優先交渉者決定通知書（別記第2号様式）により、当該優先交渉者に通知し、契約に係る必要な事項に

ついて協議を行う。

3 町長は、前項の規定による優先交渉者との協議が整わなかったときは、当該優先交渉者の決定を取り消し、御宿町ネーミングライツ事業優先交渉者決定取消し通知書（別記第3号様式）により通知する。この場合において、町長は、次点順位の応募者を優先交渉者として決定し、協議を行うことができる。

4 町長は、優先交渉者以外の応募者に対し、御宿町ネーミングライツ事業審査結果通知書（別記第4号様式）により、審査結果を通知する。

（契約）

第14条 町長は、前条第2項又は第3項の規定による協議が整った場合は、当該優先交渉者と契約を締結する。

（費用負担区分）

第15条 ネーミングライツ事業の実施に係る町と命名権者の費用負担の区分は、別表のとおりとする。

（命名権料の納入及び返納）

第16条 契約を締結した命名権者は、町長が指定する期日までに、命名権料を年度ごとに当該年度分を一括で納入しなければならない。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 既納の命名権料は、返納しない。ただし、命名権者の責めに帰さない理由により契約を解除したときは、この限りでない。

（契約の解除）

第17条 町長は、命名権者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- （1） 第7条各号のいずれかに該当したとき。
- （2） 指定する期日までに命名権料の納入がないとき。
- （3） 法令等に違反又はそのおそれがあるとき。
- （4） 社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- （5） その他適当でないと町長が認める事由が発生したとき。

2 町長は、前項の規定により契約を解除したときは、御宿町ネーミングライツ事業契約解除通知書（別記第5号様式）により、命名権者に通知する。

（次回の契約）

第18条 命名権者は、当該施設に係る次回の契約に際して、優先的に交渉することができる。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月7日から施行する。

別表（第 15 条関係）

費用負担の区分	町（指定管理者含む）	命名権者
敷地内外の看板等の表示変更及び新設に係る費用 ※ 1		○
契約満了又は契約解除に伴う原状回復費用		○
設置した看板等の維持管理費用		○
町が発行する封筒等の印刷物や町HPの表示変更 ※ 2	○	

- （※ 1）敷地内外の表示の変更は、町又は関係機関と協議の上、変更可能な表示を対象とする。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含め、町や関係機関と協議の上、決定する。なお、屋外への看板設置については、千葉県屋外広告物条例（昭和 44 年千葉県条例第 5 号）等の関係法令を遵守する。
- （※ 2）印刷物の表示の変更は新規作成分を対象とする。また、残部数や切り替え時期などを考慮し、協議の上、決定する。